

令和6年度 石垣市宿泊税ワーキング部会 第4回

日時：令和7年1月27日（月）10:00-12:00

場所：石垣市役所 会議室

会 次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 宿泊税導入に向けた検討の進め方について【資料1、参考資料1】
質疑
 - (2) 宿泊税に関するQ&Aについて【資料2】
質疑
- 3 事務連絡
- 4 閉会

配布資料

次第（本紙）

資料1 宿泊税導入に向けた検討の進め方について

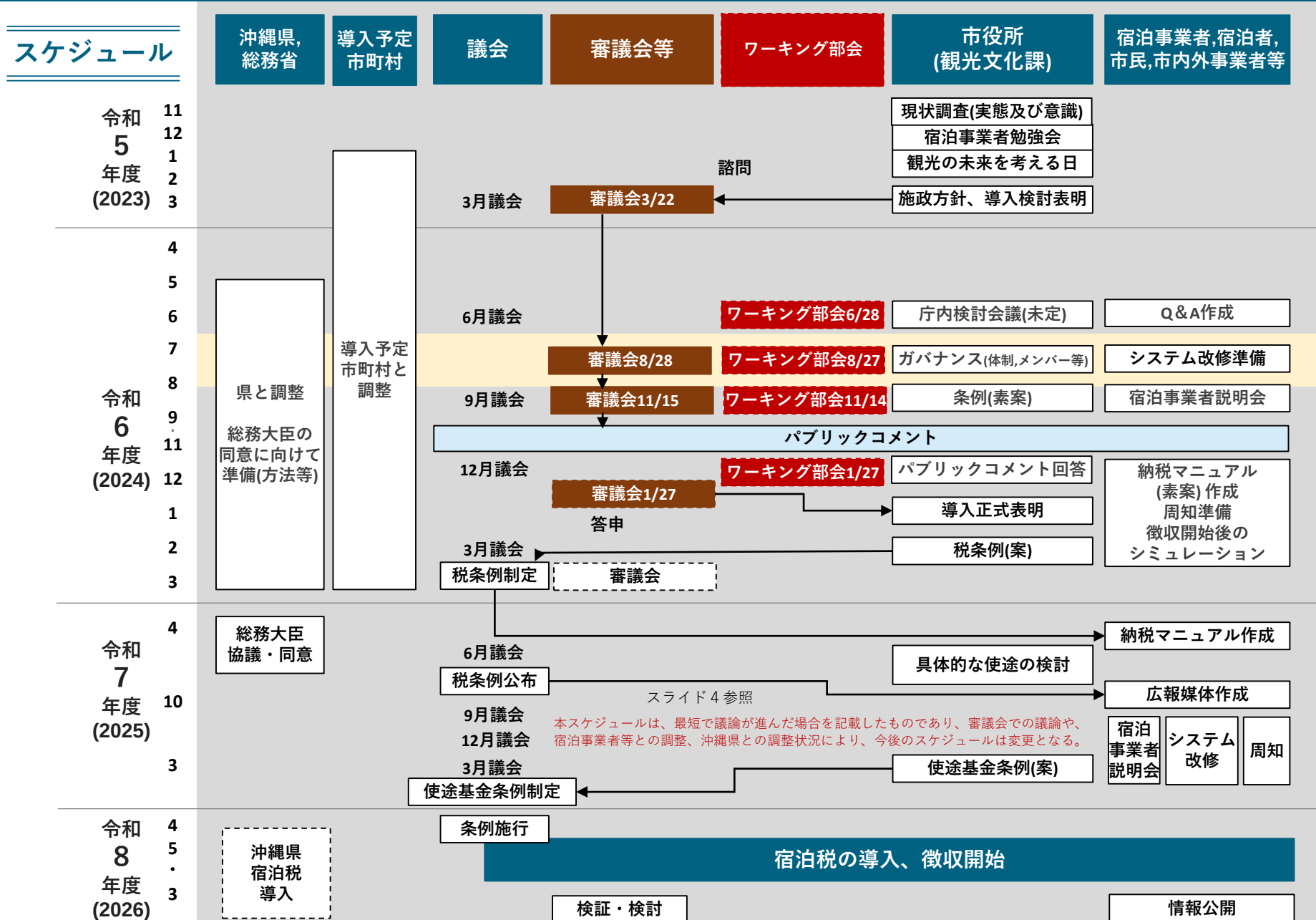
資料2 宿泊税に関するQ&A

参考資料1 石垣市の宿泊税について〔パブリックコメント用資料〕

宿泊税導入に向けた検討の進め方

- 1 宿泊税導入に向けた検討スケジュール p.2
- 2 令和 6 年度のスケジュール p.3
- 3 令和 7 年度のスケジュール p.4
- 4 石垣市観光審議会 議事概要 pp.5-7
- 5 石垣市宿泊税ワーキング部会 議事概要 p.8

1 宿泊税導入に向けた検討スケジュール

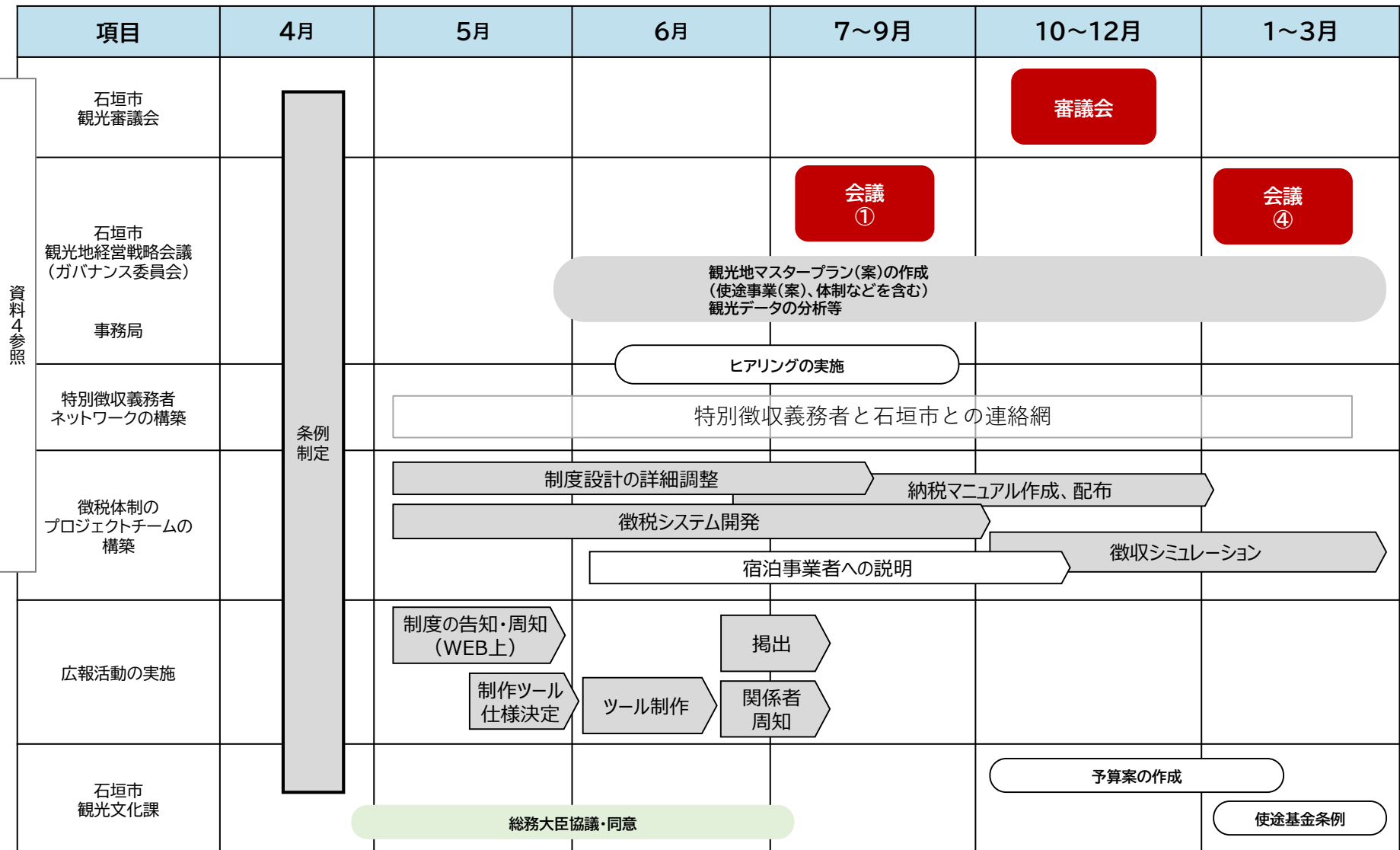


2 令和6年度（今年度）のスケジュール

項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沖縄県		先行導入団体の 実態調査			沖縄県観光目的税 検討委員会(計3回)			沖縄県法定 外目的税制度 協議会(計2回)	パブリック コメント	条例(案) 議会提出	
					制度設計(案)取りまとめ		条例(案)取りまとめ				
					総務省 事前調整(随時)			※以降の詳細については未把握		総務大臣協議	
石垣市 観光開発 審議会				審議会① 8/28			審議会② 11/15		審議会③ 1/27	市長へ 答申	条例(案) 議会提出
				観光の方向性、 税の必要性、 目的			使途と 運用、 条例		答申内容の確認、 宿泊税の概要確認		
石垣市 宿泊税 ワーキング 部会		WG① 6/28		WG② 8/27			WG③ 11/14		WG④ 1/27		
(1)宿泊税制度に 関する事項		-宿泊税の必要性 -これまでの意見 -制度設計の項目		-使途:他地域の 事例 -これまでの 意見			-制度設計(案) ※方針等				
(2)宿泊税の使途に 関する事項		-使途:他地域の事例 -これまでの意見					-使途:条例の内容 -運用・ガバナンス				
(3)宿泊税の導入に 関する必要な事項		-Q&Aの構成 -導入に向けて現場 の声ヒアリング		-Q&A(構成案) の提示					-宿泊税の概要 -Q&Aの提示		
							※具体的な事業について は次年度も検討期間あり				
石垣市 観光文化課				導入地域視察 倶知安・ニセコ					パブリック コメント		
										宿泊事業者説明会開催2/12	
										総務大臣協議	

3 令和7年度（次年度）のスケジュール

スケジュール



石垣市観光審議会 [R6②(宿泊税③)]

2024年11月15日(金) 14:00-16:00

石垣市健康福祉センター 研修室

議題

(1) 宿泊税導入に向けた検討の進め方について

(2) 宿泊税の制度設計と用途について

- ・ 石垣市の観光の方向性
- ・ 宿泊税の制度設計 (案)
- ・ 用途事業の方向性とガバナンス (案)

説明資料

1 宿泊税導入に向けた検討の進め方について

2 石垣市の観光の方向性

3 宿泊税の制度設計 (案)

4 用途事業の方向性とガバナンス (案)

参考1 石垣市宿泊税条例 (案)

参考2 石垣市宿泊税基金条例 (案)

■他地区の制度設計および用途等について

- ✓ 大阪府では増額を決定し、京都市においても税率の変更にに向けて検討している。また、長野県、北海道などは議会に条例案を上程しようとする状況にある。
- ✓ 沖縄県内では、5市町村（が課税自主権を用いて導入に向けて表明して動いており、また沖縄県の動きが顕著なったことに伴い、那覇市も宿泊税について情報収取をし始めたと聞いている。
- ✓ 2026年春以降に県外も含めて宿泊税導入が進む状況にある。
- ✓ そうした状況下において、石垣市が独自課税をして観光の競争力を高めて行くことに転換していくことが重要。宮古島市も同様に宿泊税を徴収する。
- ✓ 以前は、石垣島は、県内でのシェアは宮古島のダブルスコアであったが、今は7-8割まで差が縮まっている。
- ✓ 地域の強化に賢く使っていくことが重要。そうでないと5年、10年経ったときにポジションが変わってしまうことがある。
- ✓ 得た財源をどのように使うのか。観光地域づくりの体制としてどう展開していくのか。
- ✓ 宿泊施設だけでなく、地域そのもの、景観、農業、漁業などを使ってどう強化するのか。
- ✓ 知恵の出どころや関係者の連携が5年後、10年後の競争力を決めていくのではないかな。そこを議論していければよいのでは。
- ✓ 新しいことなので、全ての答えを持っているわけではない。問題点を出し、共有し、どう解決していくかなど、財源の活用以外もあわせて考えていかないとけない。

■制度設計について

(報償費)

- ✓ 課税自主権は自治体にあるので、報奨金の率の決定権も自治体にある。先行例では、このくらいの率である。
- ✓ クレジットカードで精算した場合、精算額の2.5-3.0%の手数料が発生する。現在の報奨金の水準では、徴収義務者に係る手間賃の割り当てがなくなってしまう。5.0%ほどを設定いただかないと事務に充てることができない。
- ✓ 定額の場合、宿泊税だけを現地で徴収。クレジットで支払っているところは少ない。定率の場合は、窓口での徴収は難しい。直販以外は販売時にオントップしてしまう。
- ✓ 特別徴収義務者に対して、報奨金とは別に初期段階のトラベルを少なくするためにシステム整備や啓蒙資料などに対する経費を設けることは考えられる。
- ✓ 長崎市は、システム整備に転換して申請ベースで補助金を出している。ただし、執行率はそれほど高くなかったと聞いている。
- ✓ 定率制の場合、沖縄県全体で過大な負担なしで導入できるものを考える必要がある。

4 石垣市観光審議会 議事概要 《11月15日》

■制度設計について

(OTAの利用の場合)

- ✓ OTA手数料に消費税が乗っている。宿泊税が導入されるとそこにも手数料が乗ってくる。定率制を選択した以上は、沖縄県はOTA等と整理をしていく必要がある。

(ダイナミックパッケージ)

- ✓ 海外では宿泊税は定率制が一般的であり、宿泊税を流通に載せている。沖縄県の判断もあるが、定率制を選択した以上、チェックアウト時に精算ではなく、流通段階で乗せていく必要がある。
- ✓ 分解して宿泊料金はいくらかというのは海外では出てこない。
- ✓ 倶知安町の場合は、ダイナミックパッケージを使用した場合、現地窓口で宿泊税を支払ったことはない。税額については「税額表示は要らない」となっている。
- ✓ 卸価格と小売価格が異なることがある。旅行会社に部屋で卸してそれを旅行会社が最終的にいくらで販売しているかは宿泊施設側では分からないので、税額を表示しようもない。
- ✓ OTA手数料が掛かってしまうのが大変。一番高いところは18%ほど。
- ✓ 海外のOTAは、オプションとして宿泊税を持っているが、国内ではオンになっていない。沖縄県が定率制で宿泊税を入れた場合、追従せざるを得ない。
- ✓ 流通の段階でしっかり決めておくことが重要。

■今後の観光の方向性、宿泊税の使途について

- ✓ 税を使って、観光を将来的に良くしていく、持続可能にしていくことが重要。
- ✓ 道路を作っていくではなく、「良さを守る」「価値を残す」ことにきっちり使っていく必要がある。
- ✓ この機会に、ある程度大きな目標や、基本的な考え方、こういう使い方かなり明確にしたほうがよい。
- ✓ 竹富町は入域税を検討している。観光客のためもの（例：仮設トイレなど）にこれだけ必要だから、と積み上げ型で議論してきた。
- ✓ 宿泊税の議論は、必ずしも積み上げ型の議論ではないので、お金があると、あれもやろうとなってしまう恐れもある。
- ✓ 環境分野では、一度に入れる許容量も考慮する必要がある。海に一度に多くの人を誘致しようとサンゴが壊れる可能性もあるので、これくらいの制限をしましょう。その分、別のフィールドに分散させる仕組みをつくりましょうなど、価値をなくさない方向に使うことが重要。その意味で、観光地経営戦略会議は重要。

- ✓ 県内の別の地域で、新たに宿泊施設を開業した方にその理由を聞いた。沖縄には海などいろいろな資源あるが、サトウキビ畑などのどかな農地に魅力を感じている観光客もいるからということであった。農業が観光に携わることができる整備、例えば、パイン畑やさとうきび畑に入って写真を撮るなど、そのような環境整備を含めてどのような観光ができるかを検討していきたい。
- ✓ ファーマーズマーケットでは、パイン、マンゴー、果汁が人気であり、どう連携できるか。
- ✓ 観光は観光事業者だけでは成り立たない。地域一体として考えておく必要がある。
- ✓ 魅力の発信においては、豊年祭など、また本土の方が知らない部分ある。
- ✓ 市場も離島ターミナルも賑わっており、海外の方もいる中で、どう使っていくのか勉強していきたい。
- ✓ 短期的な使い方、長期的な使い方を明確にする。
- ✓ 観光計画にも書かれている、次の世代、20年後、30年後、石垣市の観光をどうしていきたいのかを明確にして、将来が見えるよう軌道修正して意思統一していくことが必要。
- ✓ 宿泊税を運用して、活用する組織づくりが必要になってくる。宿泊税収を将来に向けてきちんと運用できる組織づくり、体制づくりが重要。
- ✓ 大事なものは、石垣市民、住民が重要。
- ✓ 石垣市の一人当たりのゴミの量は、沖縄県で一番多いと言われている。
- ✓ 観光事業者が解決にどう携わって行けるのか。観光を絡めた解決。
- ✓ ゴミ焼却施設がお金を生み出す観光施設になった場合、焼却炉を見に来て楽しむ。石垣市民も快適にゴミを出すことができる。観光客がそこを来るようになるのであれば、そこに宿泊税の一部を充当してもよいのでは。
- ✓ 食品残渣については、そのままゴミとして出すのではなく再生する土に還すシステム、土の購入費にあててはどうか。その窓口に観光交流協会がなり、申請補助のサポートをするという役割を果たせるのでは。
- ✓ 縦割りのものをクロスで解決できるものを考えていければ、観光客だけでなく、地域住民も観光地に住んで、観光地になっていることに嬉しく思っていただけなのは。そのような工夫をしていければと思う。

4 石垣市観光審議会 議事概要 《11月15日》

■今後の観光の方向性、宿泊税の使途について（続き）

- ✓ オーバーツーリズムは石垣市においても重要な問題である。
- ✓ これから更に観光客を呼ぶということになれば、レンタカーも増えるだろう。安全安心な観光地でなくなることにつながるおそれもある。
- ✓ 誰でも来てくださいではない。しっかり石垣市（地元）にお金を落としてくれるお客様を見て行かないといけない。ゴミだけを落としていく観光客もある（例：クルーズ船）。
- ✓ 交通量は増えている。道路が増えているわけでもなく、増やす必要もない。石垣市のキャパシティも決まっている。市民が安全安心に暮らせる、観光客が安全安心に楽しめるようにしておくことが重要。
- ✓ クルーズ船。そこに入島税を徴収できないか。平等に取ったほうがオーバーツーリズムの抑制にもなるので、検討してもらう。
- ✓ クルーズ船の観光客は、バスに乗る仕組みとなっている。
- ✓ 石垣市のタクシーは273台、レンタカーは4000台、夏季には更に増える。大型バスは100台ほど。これらが同時に動けるキャパシティはない。
- ✓ 川平湾については、通常ルートで来ている観光客は、クルーズ船客が訪問する時間帯と重なってしまうと嫌気を差すのではないかとと思われる。
- ✓ 沖縄本島では宿泊税について何年も議論してきたのに対して、石垣市は、そうでない中で、スムーズに宿泊税を導入するためには、誰に対して響く使途であるかが重要。観光客、住民、事業者の中のホテルでないか。
- ✓ 何をするとホテルだけでなく、皆なWin-Winになるのか。食ではないか。
- ✓ 地元の産品を使ってホテルで提供するとき、そこに何らかの補助を充てる原資として使用するのはいか。
- ✓ それが美味しいとなれば、市場などに買いに行く、など大きな流れを作っていくことが重要。（お肉クーポン券、お刺身クーポン券など）
- ✓ 観光客が宿泊税が使われているのと言ったときに、例えば、このパインですなど。
- ✓ ホテルの方に気持ちよく協力してもらう、ホテルのプラスになり、それがお客様のへのサービス向上になる仕組みとなっていると、導入しやすいのではないか。
- ✓ 漂着ごみ問題対策もしているが、イタチごっこ。海底は、漁場でありダイビングスポットでもあるので、海底ゴミ対策などにも対応できれば。
- ✓ 事業者とマリトレジャー間でのトラブル、事故が起きないように、そうした対策も必要。
- ✓ そもそもサンゴがなくなっていることが問題。40年間のモニタリングで9割が失われている。観光に来ても見せられるものがなくなってしまうことが起こり得る。根本的には資源を守ることに使っていく。
- ✓ 道を作って人が回れるようにすればよいことではなく、キャパシティがあり、その中で一番お金を生み出せるようにする、ルールをつくることに力を入れていく必要がある。
- ✓ 観光の負荷を下げましようという話もあるが、観光と環境と一次産業をどう組わせて、ライフスタイル、住まい方を見せるかである。
- ✓ 住民の方が住みたい、住み続けたい。住民の方にそう思ってもらう。
- ✓ 観光で成功すると、物価や家賃が上がる。人数が多いと言うより、物価が上がることで住みにくくなるところが反発になる。そこを予め考えておく必要がある。
- ✓ カナダのウィスラーでは、観光業で10年間働くと安く住宅が購入できる。ホテル、ディベロッパさんが安い住宅を造っている。
- ✓ 海が見えるところや低層階は高く売れない。低層階を安い分譲住宅として切り出してもらうことを条件に開発許可を出す。観光業で働いたからこそ、石垣で安く自分の住宅を変える（ただし、売買の制限は掛かる）。
- ✓ 倶知安町では、住民割を始める。住民に関しては安いリフト券を販売。飲食店も住民カードを出すことで割引を受けられる（すべてが宿泊税が原資ではなく、民間のお金も含む）。
- ✓ 地元の方が、地元に住んでいることで観光客が高いお金を支払わないといけない体験を安く体験できるメリットをつくるなど。
- ✓ 石垣の最大の課題は人手不足なので、人に住んでもらうためにどうするかが重要。
- ✓ 宿泊税は増やすことができる。まずこれをしないとといった事業をした上で、税収上乘せ分が生まれれば、優先度の低い事業にも充当できる。下振れのリスクもあるが、頑張って税収増となれば、オプション事業もできる。
- ✓ 短期、中期の中で、中長期的にどう石垣の競争力を高めていくのか。石垣が強くなれば自ずと税収も増え、出来ることも増えてくる。
- ✓ 専門の人材を地域で育てて欲しい。どうやったら石垣の観光が良くなるか。石垣で何が起きていて、どんなプレイヤーがいるのかを把握した上で、石垣ではこうやったほうが良いと、立案して実行していくような、中に入って専従で考える人を育てることが重要。
- ✓ 宿泊税があることで初めて雇用できる。農協さんや商工会さんと異なり、観光協会は制度がないところで存在していた。石垣に根を下ろして展望してくれる人を育てていくと、強い幹が出来てくる。

石垣市宿泊税ワーキング部会 [R6③(宿泊税③)]

2024年11月14日(木) 14:00-16:00
石垣市健康福祉センター 研修室

議題

- (1) 宿泊税導入に向けた検討の進め方について
- (2) 宿泊税の制度設計と使途について
 - ・ 石垣市の観光の方向性
 - ・ 宿泊税の制度設計（案）
 - ・ 使途事業の方向性とガバナンス（案）

説明資料

- 1 宿泊税導入に向けた検討の進め方について
 - 2 石垣市の観光の方向性
 - 3 宿泊税の制度設計（案）
 - 4 使途事業の方向性とガバナンス（案）
- 参考1 石垣市宿泊税条例（案）
参考2 石垣市宿泊税基金条例（案）

■制度設計（案）について

【課税標準】

- ✓ 石垣市には、一棟貸しの施設もある。海外OTAでは客室単位で販売もあるので、流通の関係からも一棟貸し、客室は残しておいたほうが良い。仮に条文がない場合は、宿泊者の把握が大変になる。
- ✓ 借地借家法に基づく賃貸契約（定期借家）での提供と旅館業法での提供の両方を提供している施設での課税標準の確認。

【算出方法】

- ✓ 基礎となる算出方法と納付する宿泊施設側の算出方法が整合が図られるようにすること（食事込みの料金の場合や端数処理の方法など）。
- ✓ 申告した内容が正しいか、不平等が発生しないようにする必要がある。

【課税免除】

- ✓ 海外の修学旅行生は課税免除にする必要はないのではないか。日本人は海外に修学旅行に行った先では支払っているものと思われる。
- ✓ コロナ禍にあった、生徒が自主的に行く修学旅行は課税免除になるのか。
- ✓ 台風により延泊する宿泊者の扱いや大きな災害後のボランティアで来島する宿泊者の扱い。

【報償費】 【システム整備に係る経費】

- ✓ 特別徴取義務者の経費負担について、特別税徴義務者の持ち出しにならないように配慮してほしい。
- ✓ 宿泊税の徴収に係るクレジット手数料分を負担するのは誰か。想定の報償費では手間賃にもならない。

■ガバナンス（案）について

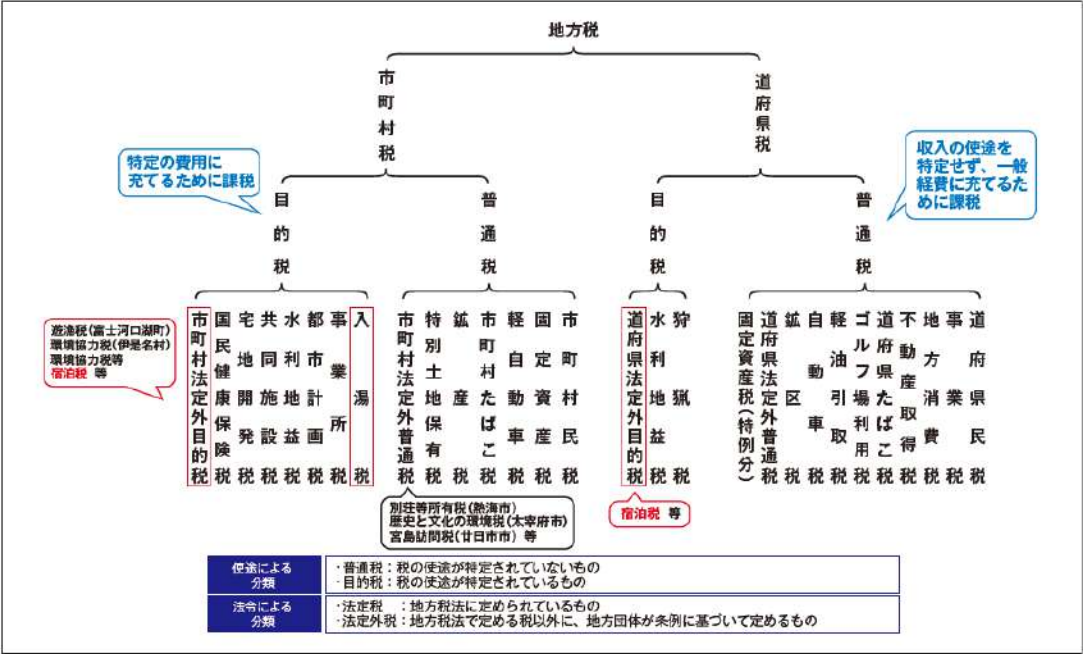
- ✓ 使途を見極める必要あり。新規の事業について、誰がチェックを入れるのか。名目を観光とすると広いので、抜け道をチェックするチームが必要。
- ✓ 宿泊税のネーミングライツ。

宿泊税に関するFAQ（案）

1. 宿泊税に関すること
2. 宿泊税の徴収方法
3. 課税客体と納税義務者
4. 課税標準・宿泊料金
5. 宿泊税の徴収の方法
6. 宿泊税の算出例

1. 宿泊税とはどのような税か

- 宿泊税は法定外目的税。
- 法定外目的税は、日本の地方税体系における「目的税」に分類されるが、他の目的税と異なり、地方自治体が自主的に導入できる税。（H12の地方分権一括法による地方税法の改正と同時に創設された）
- 一般財源とは分けられ、あらかじめ定めた目的に沿って活用されることが大前提。



出典：総務省地方税体系より(公財)日本交通公社作成
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zaisei/czaisei/czaisei_seido/149767_01.html

宿泊税に関すること

2. 石垣市での宿泊税の導入背景

石垣市の観光の現状

市場への対応

- ✓ 石垣市の入域観光客数は回復基調にあるが、依然として繁閑差がある。
- ✓ 市場の変化、旅行者の経験の深化・高度化、競争環境の変化を意識した継続的な取組が必要。

デスティネーションとしての確立

- ✓ 観光客の来訪は、地域経済、雇用、地場産業を促進する一方で、暮らしへの好ましくない影響もある。
- ✓ 観光客が石垣島の環境や暮らしそのものに憧れるデスティネーションとなるためには、従事者を含む市民の生活、所得水準を上げていく産業へと、観光産業を成長、高度化させる必要がある。

観光財源確保の必要性

今後の旅行市場変化に戦略的に対応し、石垣市の将来像を実現するために、
持続的な観光財源を確保することが必要。

石垣市の観光特性や沖縄県の動向等から、宿泊税の導入を検討。

宿泊税に関すること

3. 石垣市の宿泊税の制度設計 [案]

石垣市としての宿泊税の目的、使途の方針等は、以下の通り。
課税客体以降の項目は、沖縄県の宿泊税の制度設計(案)と調整の上で導入となる。

税の目的

- ・ 八重山諸島の玄関口である石垣島の優れた自然・文化的価値を高めるとともに、石垣市民と観光客が共に生きる、持続可能でより良い地域社会形成に向けた観光の振興を図る。

税収使途の方針

- (1) 石垣島を拠点とする、観光客の滞在価値向上に資する取組み **【観光客】** → 住民・従事者へ
- (2) 住民と観光客が石垣島の暮らしを共に守り育む取組み **【住民・観光客】**
- (3) 石垣島の観光を支える人々の働く魅力の向上に資する取組み **【住民・従事者等】** → 観光客へ
+ 税の啓発徴収に係る経費等

課税客体

- ・ 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業、国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業並びに住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊

納税義務者

- ・ 石垣市内の宿泊施設における宿泊者

課税標準

- ・ 1人1泊当たりの宿泊料金

税率

- ・ 定率1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする）
※沖縄県が併せて宿泊税を課す場合、県税：定率0.8%（ただし、税額800円を上限とする。）

定率か定額か

- 【定額制】宿泊人数の増加に応じて税収が増加、【定率制】宿泊単価の上昇に応じて税収が増加
- ・ 定率方式は、宿泊業界の価格変動に対して柔軟に対応可能。
- ・ 定額方式は、税収は宿泊数値と連動しており、宿泊数値が増加しなければ、税収の増加も見込めない。
宿泊者数を増やすためベッド数をさらに増やす方向へ進めば、人手不足という問題が起こる可能性がある。
- ・ 宿泊費に比例して税収の増加が見込まれる定率性は、「観光の質を重視する」という考え方と非常に親和性が高い。
- ・ 定率方式を採用する場合、税収増に向けて、宿泊者の消費単価向上が課題となる。

課税免除

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校が実施する修学旅行に参加しているもの又はこれらの者を引率する者
- (2) 学校に相当する外国の教育施設等が石垣市に所在する学校の学生等と交流を行うことを目的に実施する旅行に参加しているもの又はこれらの者を引率する者

報奨金

- ・ 導入当初5年間は、特例として3.0%、それ以降は2.5%
※税を徴収する宿泊施設への手数料

宿泊税に関すること

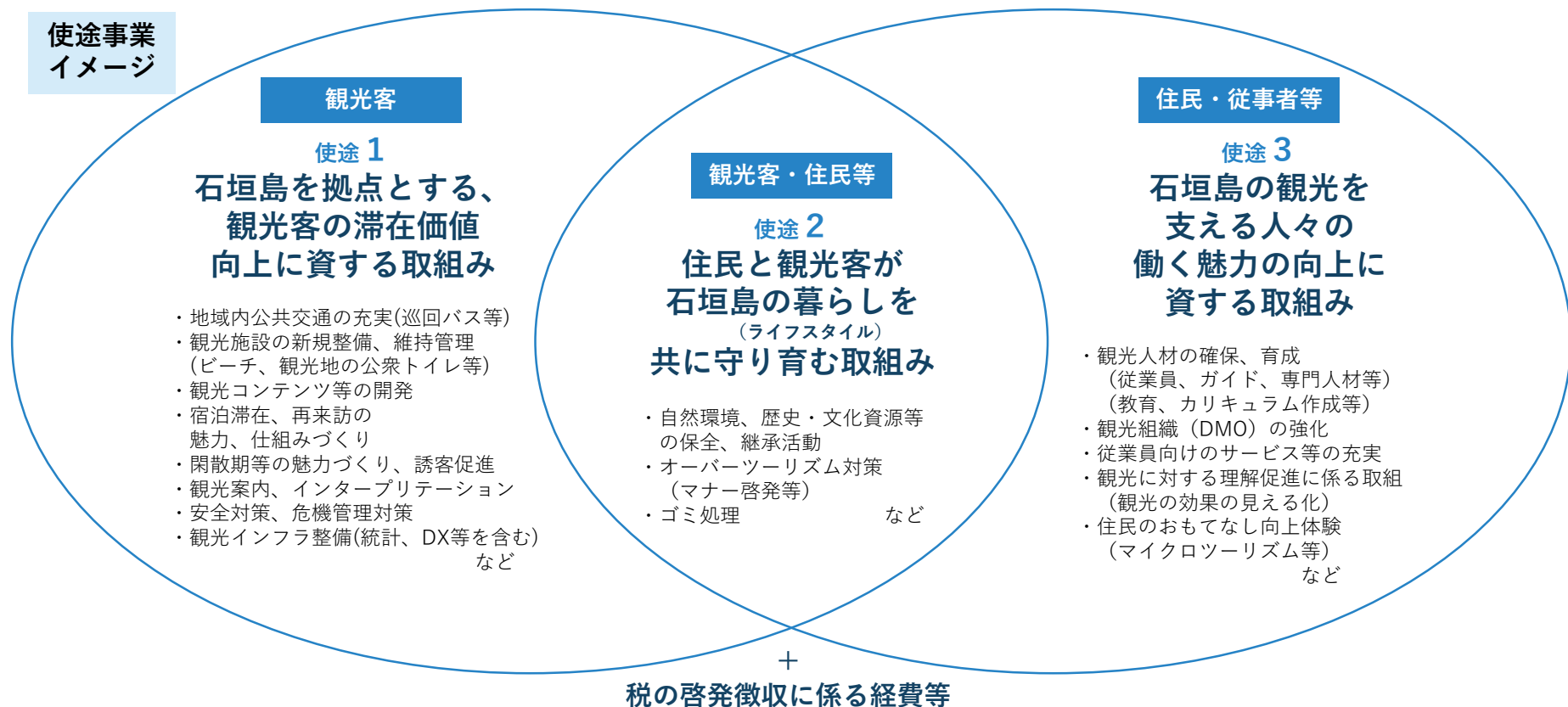
4. 財源はどのように活用されるのか

宿泊税の使途の柱は3つ。石垣市の観光の将来像に加え、産業政策の視点を意識して対象を明示。事業の具体化にあたっては、他の対象にも好影響をもたらすかなども考慮して決定する。

税の目的

八重山諸島の玄関口である石垣島の優れた自然・文化的価値を高めるとともに、石垣市民と観光客が共に生きる、持続可能でより良い地域社会形成に向けた観光の振興を図る。

使途事業イメージ



使途事業の具体的な内容、優先順位、税収の充当額（配分）等は、令和7年度に検討

1. 宿泊税に関すること
2. 宿泊税の徴収方法
3. 課税客体と納税義務者
4. 課税標準・宿泊料金
5. 宿泊税の徴収の方法
6. 宿泊税の算出例

宿泊税の徴収方法

特別徴収制度

- **宿泊税の納税義務者は**
 - 石垣市内に所在する、旅館業法に定める旅館業を営む施設（同法に規定する下宿営業を除く。）及び住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設（以下、「宿泊施設」）の**宿泊者**となる。
- **宿泊税の徴収は**
 - 石垣市が直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金とあわせて宿泊税を徴収し、石垣市へ申告納入していただく「**特別徴収制度**」を適用することとする。
- **特別徴収制度**においては
 - 納税義務者が宿泊税相当額未払であっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入する義務がある。

宿泊税の徴収方法

特別徴収義務者

- 宿泊税の**特別徴収義務者は、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者**となる。
- ただし、実際にその施設の経営に責任を有している方（全面的に経営を委託している場合など）が別にいる場合には、その別の方が特別徴収義務者となることもある。
- 特別徴収義務者には、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等の義務が課されることとなる。
- 特別徴収義務者の登録に関する手続きなどは**別途、手引書を作成予定**。

1. 宿泊税に関すること
2. 宿泊税の徴収方法
3. 課税客体と納税義務者
4. 課税標準・宿泊料金
5. 宿泊税の徴収の方法
6. 宿泊税の算出例

課税客体と納税義務者

宿泊とは

- 宿泊とは、一般的に寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいう。
- 宿泊税においては、以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうか判断される。
 1. 旅館業の許可*が必要とされる宿泊の定義に該当するか
 2. 日をまたぐ就寝を伴う行為であるか
 3. 宿泊施設が宿泊者との契約行為において「宿泊」として取り扱っているか

*（旅館業法の許可が必要な宿泊） 次の4項目すべて該当するもの

- ① 宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- ② 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている）
- ③ 継続反復性がある（宿泊募集を継続的に行っている）
- ④ 生活の本拠でない（使用期間が1ヶ月未満、又は1ヶ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）



宿泊者とは

宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、当該設備を利用して宿泊した者をいい、宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、**実際に宿泊した者が宿泊者**となる。

課税客体と納税義務者

宿泊とは

（例）チェックインが遅れ日をまたいだチェックインとなった場合

- 日をまたいで宿泊を行う契約となっており、当該契約に基づき宿泊料が徴収されるのであれば、課税対象。
- 到着がチェックイン予定日の翌朝になり、宿泊施設が宿泊料を徴収しない場合は、課税対象外。

課税客体と納税義務者

宿泊とは

（例）キャンセルの場合

- ・ 「宿泊行為」にならないため、課税対象外。

※仮に、旅行予約サイト（ネット）による宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトを運営している会社が「当該宿泊税分」を返金する。

宿泊施設と運営会社との取り決めによる。

課税客体と納税義務者

宿泊とは

（例）デイクースの場合

- ・ 旅館業法の許可が必要な宿泊であるが、日をまたがないため、課税対象外。

課税客体と納税義務者

宿泊とは

（例）契約上「休憩」だが、日をまたぐ6時間以上の滞在の場合

- いわゆる「デイクース」（日帰り利用）と異なり、実質的に宿泊（日をまたぐ6時間以上の滞在）であるとみなし、課税対象。

課税客体と納税義務者

宿泊とは

（例）幼児を無料で宿泊させる場合

- ・ 旅館業法の許可が必要な宿泊でない（宿泊料を徴収しない）ため、課税対象外。

課税客体と納税義務者

宿泊とは

（例）企業の研修で社員が研修のために利用する場合

- 社会通念上、宿泊の対価として費用を徴収していないものと考えられ、旅館業法の許可が必要な宿泊でない（宿泊料を徴収していない）ため、課税対象外。

課税客体と納税義務者

宿泊とは

（例）ウィークリーマンション、サービスアパートメント等

- ・ 施設形態や設備、あるいは滞在する日数ではなく、あくまでも施設と利用者との契約形態による。
- ・ 賃貸借契約による利用で旅行業法による宿泊にあたらない場合は課税対象外。
- ・ 旅館業法にあたる場合は課税対象。

例：サービスアパートメント

施設の特徴としては、家具やキッチン、洗濯機・乾燥機等が各室に用意されていることは共有するものの、大きくホテルタイプと賃貸住宅タイプに分かれる。

- ・ ホテルタイプ：旅館業免許を取得し、宿泊約款によって1泊の宿泊も受け入れるキッチン・ランドリー付きのホテルとして位置付けられる。宿泊契約。→課税対象
- ・ 賃貸住宅タイプ：従前型のサービスアパートメント。1か月以上の滞在客用の客室清掃、リネン交換サービス付きの賃貸住宅として位置づけられる。一般的な賃貸住宅と同様に、利用者は賃貸借契約を締結する必要がある（短期間賃貸契約）。→課税対象外

課税客体と納税義務者

課税免除

沖縄県への確認事項

教育旅行は課税免除となる

※2024年11月28日時点の沖縄県宿泊税条例（案）と整合

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く）において教育を受ける幼児、児童、生徒若しくは学生で、当該学校が計画し、かつ、実施する修学旅行に参加しているもの又はこれらの者を引率する者
- 学校に相当する外国の教育施設又は学校に準ずる外国の教育施設において教育を受ける者であって、石垣市に所在する学校の学生等と交流を行うことを目的に当該外国教育施設が計画し、かつ、実施する旅行に参加しているもの又はこれらの者を引率する者

1. 宿泊税に関すること
2. 宿泊税の徴収方法
3. 課税客体と納税義務者
4. 課税標準・宿泊料金
5. 宿泊税の徴収の方法
6. 宿泊税の算出例

課税標準・宿泊料金

課税標準

※2024年11月28日時点の沖縄県宿泊税条例（案）と整合

沖縄県への確認事項

- 1人1泊当たりの宿泊料金
- ただし10万円を超える場合には、10万円とする

課税標準・宿泊料金

税率

※2024年11月28日時点の沖縄県宿泊税条例（案）と整合

- 定率1.2％（ただし、税額1,200円を上限とする）

※沖縄県が併せて宿泊税を課す場合、県税：定率0.8％（ただし、税額800円を上限とする。）

市税＋県税 税率 2 ％

- 1 円未満の端数は切り捨て

課税標準・宿泊料金

課税標準について：基本

※2024年11月28日時点の沖縄県宿泊税条例（案）と整合

宿泊料金に含まれるもの／含まれないもの

以下が基本ケース

宿泊料金に含まれるもの

- 宿泊の利用行為に係る対価または負担として請求される清掃代、寝具代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料等
- 宿泊施設が旅行業者に払う手数料等に相当する金額

宿泊料金に含まれないもの

- 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く）の利用その他これらに類する利用行為の対価に相当する金額
- 消費税、地方消費税、入湯税等の税金（国税・地方税）に相当する金額
- 自動車代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代などの立替金やその他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額

課税標準・宿泊料金

課税標準について：食事

沖縄県への確認事項

（例）食事付きその他各種宿泊プランにおける宿泊料金

- 食事、宴会等が宿泊に付随されて提供される場合は、食事料金等に相当する金額を除外した金額を宿泊料金*
- 無料で食事等が提供される場合には、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とする

*食事付き宿泊プランで宿泊料金を切り分けることが難しい場合

食事料金についてみなし金額を設定するケースがある。

例：倶知安町では、1食付きの場合は宿泊料金の10%を、2食付きの場合は宿泊料金の20%を食事代金とみなし、食事付き宿泊プラン料金から控除。

課税標準・宿泊料金

課税標準について：旅行会社を介する場合

（例）企画旅行・手配旅行における宿泊料金

- **企画旅行**については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている 1人当たりの宿泊料金 を課税標準とする。
- **手配旅行**については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金によるが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とする。

例：OTA（Online Travel Agent）を経由した宿泊予約・決済の場合、OTAへ支払われる手数料も含んだ金額が課税標準となる。

課税標準・宿泊料金

宿泊料金に含まれるもの/含まれないもの

沖縄県への確認事項

（例）1人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金

1室での料金設定など、1人あたりの宿泊料金が不明な場合があるが、宿泊税の申告納入時には宿泊者数の申告が必要となる。

*実際の宿泊者数が判明している場合

宿泊料金総額÷宿泊者数 で1人当たりの宿泊料金を算出するケースがある

例：長崎市では、1室1日当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金として徴収、および申告納入を行っている。

出所：長崎市宿泊税に係るQ&A, R6年5月版

*実際の宿泊者数がわからない場合

1部屋／1棟あたりの料金を課税対象とし、申告時には定員数×日数を宿泊者数としてみなすケースがある

例：倶知安町では、課税対象は以下の3パターンを設定している。宿泊者数の申告には「定員数×日数」を宿泊者数とすることを認めている。

1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合：1人の宿泊料金

1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合：1部屋の宿泊料金

1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合：1棟の宿泊料金

出所：倶知安町「宿泊税の申告納入」

課税標準・宿泊料金

課税標準について：会員やポイント割引等

（例）宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払いがあった場合における宿泊料金

- 宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とする（ポイント割引なども同様の扱い）
- 旅行業者、カード会社等の宿泊施設の経営者自らのサービス以外で割引が行われた場合は割引前の料金を宿泊料金とする。

課税標準・宿泊料金

課税標準について：補助金や助成金等

（例）補助金や助成金（第三者からの支払い）があった場合における宿泊料金

- 補助金・助成金等宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者から支払いがある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部または一部として取り扱われる場合には、**宿泊者の支払うべき額と当該補助金等の額を合算した金額**を宿泊料金とする。
- 補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、宿泊料金には含めない。

課税標準・宿泊料金

課税標準について：連泊割引

（例）連泊割引における宿泊料金

- 連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とする。連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後宿泊料金の総額を宿泊料金とする。

課税標準・宿泊料金

課税標準について：延長料金等

（例）延長等があった場合における宿泊料金

- 宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴している場合においては、当該延長料金を宿泊料金に含めず、宿泊料金として徴している場合には、当該延長に係る料金を宿泊料金に含む。

課税標準・宿泊料金

課税標準について：実際の宿泊を伴わない場合

（例）ボードルーム／キープルームの宿泊料金

- 実際の宿泊を伴わない利用行為である場合は課税対象とはならない。ただし、実際に宿泊行為があった場合、または日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となる。

課税標準・宿泊料金

課税標準について：サブスクリプション方式

（例）サブスクリプション方式における宿泊料金

- 実際の宿泊を伴わない利用行為である場合は課税対象とはならない。ただし、実際に宿泊行為があった場合、または日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となる。1泊あたりの宿泊料金については契約に定めている料金とする。

課税標準・宿泊料金

課税標準：外貨建て取引の場合

（例）外貨建て取引による宿泊料金

- 宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊日現在の直物為替相場の電信売買相場の仲値（T T M）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とする。

（具体的な取扱いについては、「外貨建取引等会計処理基準」（法人税基本通達）に準じて算定

1. 宿泊税に関すること
2. 宿泊税の徴収方法
3. 課税客体と納税義務者
4. 課税標準・宿泊料金
5. 宿泊税の徴収の方法
6. 宿泊税の算出例

宿泊税の徴収の方法

宿泊税の徴収方法：基本

徴収しやすい方法を選択。以下が主なケース

- 現地払い：精算時に宿泊料金と宿泊税を一緒に支払う。
- 事前決済：予約時に宿泊料金と宿泊税を支払う。
※仮に旅行サイトで宿泊税込みで決済をしていたがキャンセルとなった場合は、宿泊施設または旅行サイト運営会社が当該宿泊税分を返還する。
- 宿泊料は事前決済、宿泊税は現地払い：予約時に宿泊料金を支払い、現地にて宿泊税を支払う。

宿泊税の徴収の方法

宿泊税の徴収方法：旅行会社による企画旅行の場合

旅行業者と宿泊業者との取り決めによる

- 旅行業者が旅行商品の販売時に宿泊税相当分を預かり、宿泊事業者に支払うこともできる。宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金として取り扱うか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払ってもらうかは、旅行業者の方とホテルや旅館等との間の取り決めとなる。
- オンライントラベル・エージェント（OTA）を介した予約・決済も同様の考え方となり、「事前決済の際に宿泊料金と併せて徴収する」「現地で徴収する」などは、OTA各社と宿泊事業者との取り決めとなる。

宿泊税の徴収の方法

宿泊税の徴収方法：キャッシュレス手数料の負担

キャッシュレス手数料は宿泊事業者の負担となる

- 宿泊者が宿泊税をカード等で支払った場合の手数料については、宿泊事業者とカード会社の契約によるものになるため、宿泊事業者で負担することとなる。

1. 宿泊税に関すること
2. 宿泊税の徴収方法
3. 課税客体と納税義務者
4. 課税標準・宿泊料金
5. 宿泊税の徴収の方法
6. 宿泊税の算出例

宿泊税の算出例

別紙：資料3「宿泊税の算出シミュレーション」もご参照ください。

宿泊税の算出例

例 1：15,000円（消費税別、宿泊税別）を、自社サイトまたは電話予約等により直接販売する場合

売価→¥15,000

①収受額（消費税込、 宿泊税込）	②消費税込 宿泊料金	③消費税抜 宿泊料金	④消費税抜・宿泊税 抜 宿泊料金	⑤税の課税標準	⑥消費税	⑦宿泊税
② + ⑦	③ + ⑥	売価	③	④	⑤ × 10%	⑤ × 2%（1円未満切り捨て）
¥16,800	¥16,500	¥15,000	¥15,000	¥15,000	¥1,500	¥300

例 2：15,000円（消費税込、宿泊税別）を、自社サイトまたは電話予約等により直接販売する場合

売価→¥15,000

①収受額（消費税込、 宿泊税込）	②消費税込 宿泊料金	③消費税別 宿泊料金	④消費税別・宿泊税 別 宿泊料金	⑤税の課税標準	⑥消費税	⑦宿泊税
② + ⑦	売価	② ÷ 1.1	③	④	⑤ × 10%	⑤ × 2%（1円未満切り捨て）
¥15,272	¥15,000	¥13,636	¥13,636	¥13,636	¥1,364	¥272

宿泊税の算出例

例 3：15,000円（消費税込、宿泊税込）を、自社サイトまたは電話予約等により直接販売する場合

売価→¥15,000						
①収受額（消費税込、宿泊税込）	②消費税込 宿泊料金	③消費税別 宿泊料金	④消費税別・宿泊税別 宿泊料金	⑤税の課税標準	⑥消費税	⑦宿泊税
売価	④ + ⑥	④ + ⑦	① ÷ 1.1 ÷ 1.02	④	⑤ × 10%	⑤ × 2%（1円未満切り捨て）
¥15,000	¥14,706	¥13,636	¥13,369	¥13,369	¥1,337	¥267

例 4：1泊2食つき15,000円（宿泊税別、消費税込）、直接予約

・食事代は1食につき宿泊料金の10%とする（1食付きの場合10%, 2食付きの場合20%）

売価→¥15,000						
①収受額（消費税込、宿泊税込）	②消費税込 宿泊料金（食事込）	③消費税込 食事料金	④消費税込 宿泊料金	⑤消費税別・宿泊税別 宿泊料金	⑥税の課税標準	⑦宿泊税
② + ⑦	売価	② × 0.2 × 1.1	② - ③	④ ÷ 1.1	⑤	⑥ × 2%（1円未満切り捨て）
¥15,212	¥15,000	¥3,300	¥11,700	¥10,636	¥10,636	¥212

※誤差分については消費税額で調整し、売価に合うようにする。

宿泊税の算出例

例 5：素泊まり（税込）プランをOTAを介して販売している場合

- ・OTA手数料は宿泊料金（消費税込）の10%とする

売価→¥15,000

①収受額（消費税込、 宿泊税込）	②消費税込・OTA手 数料込 宿泊料金	③OTA手数料	④消費税込 宿泊料金	⑤消費税別・宿泊税 別 宿泊料金	⑥税の課税標準	⑦宿泊税
②+⑦	売価	②-②÷1.1	②-③	④÷1.1	⑤	⑥×2%（1円未満切 り捨て）
¥15,247	¥15,000	¥1,364	¥13,636	¥12,397	¥12,397	¥247

例 6：素泊まり15,000円（消費税込）を旅行会社を経由して間接的に販売する場合

- ・旅行会社の手数料は宿泊料金（消費税込）の10%とする

売価→¥15,000

①収受額	②消費税込・旅行会 社手数料込 宿泊料金	③旅行会社手数料	④消費税込 宿泊料金	⑤消費税別・宿泊税 別 宿泊料金	⑥税の課税標準	⑦宿泊税
②+⑦	売価	②-②÷1.1	②-③	④÷1.1	⑤	⑥×2%（1円未満切 り捨て）
¥15,247	¥15,000	¥1,364	¥13,636	¥12,397	¥12,397	¥247

宿泊税の算出例

例 7：素泊まり（税込）プランをOTAを介して販売、宿泊税も含めてクレジットカード決済の場合

・OTA手数料は宿泊料金（税込）の10%とする ・クレカ手数料を5%とする

売価→¥15,000

①収受額	②消費税込・OTA 手数料込 宿泊料 金	③OTA手数料	④消費税込 宿泊 料金	⑤消費税別・宿泊 税別 宿泊料金	⑥税の課税標準	⑦宿泊税	⑧クレカ手数料
②+⑦	売価	②-②÷1.1	②-③	④÷1.1	⑤	⑥×2%（1円未満 切り捨て）	①×5%
¥15,247	¥15,000	¥1,364	¥13,636	¥12,397	¥12,397	¥247	¥762

石垣市での宿泊税導入に向けて

- 1 観光の方向性 p.2
- 2 観光の現状と課題 pp.3-4
- 3 法定外目的税の検討 p.5
- 4 宿泊税制度設計[案] p.6
- 5 宿泊税の使途事業[案] p.7
- 6 ガバナンス[案] p.8
- 7 スケジュール pp.9-10

2025年1月15日
石垣市観光文化課

1 観光の方向性

- ✓ 石垣市は、2007年に観光立市宣言を行い、2022年に策定した第2次石垣市観光基本計画で定めた観光の考え方のもと、将来像の実現に向けて、観光振興に取り組んでいる。

観光のありたい姿

石垣市観光立市宣言

第2次

石垣市観光基本計画

かい きむかい
島ぬ美しや★心美しや

意義

交流人口・関係人口の拡大により地域経済を活性化し、持続可能なまちづくりを実現するとともに、石垣島の八重山観光の拠点としての位置付けをより明確にし、役割を今後も担っていくため、そしてSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組に沿うものとして策定。

考え方

- ・地域が主体となって、自然、文化、歴史、産業、人材など地域のあらゆる資源を活かし、交流を振興した活力あるまちづくりを最終目的に、達成手段として、人を呼び込む
- ・世界が認める優れた自然・文化的価値を有する場
- ・人種や国籍などに拠らないあらゆる人が交流する平和と自由を体現

将来像

持続可能でより良い社会を求めて世界中の人々がつながるまち

～石垣の未来は地球の未来～

観光戦略の領域

基本目標

環境分野

自然と共生し健康で快適な生活のための良好な環境を創る
観光まちづくり

経済分野

市の発展に貢献し
市民生活が豊かになる
観光まちづくり

社会文化分野

誇りと責任ある行動の輪で創る希望に満ちた
観光まちづくり

基本方針

- ①温暖化対策、脱炭素へ向けた取組
- ②都市機能と自然資源、生活環境との共存

- ③消費単価及び域内調達率の向上
- ④新型コロナウイルス禍からの経済回復
- ⑤観光業界の人材不足解消や労働環境の改善

- ⑥観光客と地域の良質な接点づくり
- ⑦SDGs等新たな潮流への対応
- ⑧市民協働による観光まちづくりの推進

2 観光の現状と課題

- ✓ 観光客の来訪は、地域経済、雇用、地場産業を促進する一方で、暮らしへの好ましくない影響もあり。
- ✓ 観光客が石垣島の環境や暮らしそのものに憧れるデスティネーションとなるためには、従事者を含む市民の生活、所得水準を上げていく産業へと、観光産業を成長、高度化させる必要がある。

観光の現状

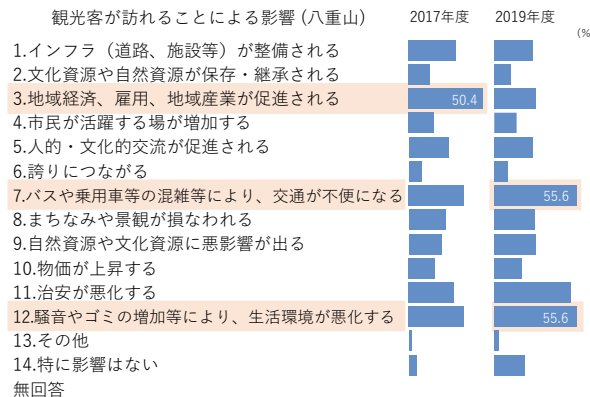
地域の状況

【観光客が訪れることによる影響】

- 八重山では、2017年は「地域経済、雇用、地場産業が促進される」、2019年は「バスや乗用車等の混雑等により、交通が不便になる」「騒音やゴミの増加等により、生活環境が悪化する」が一位。

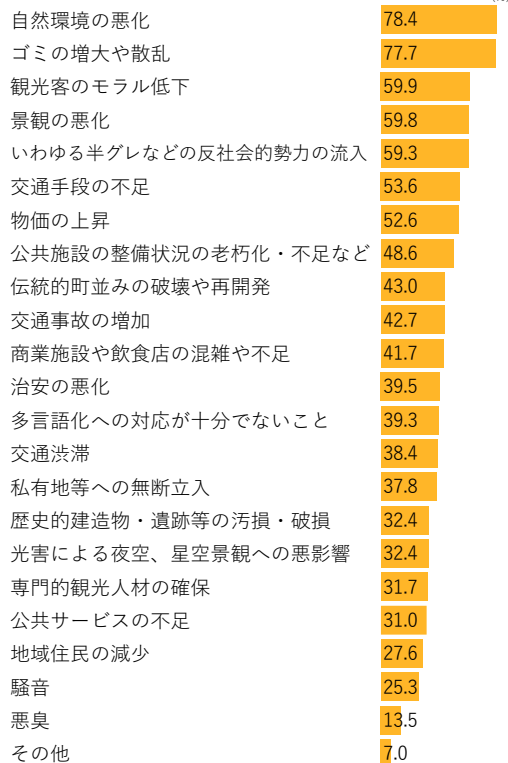
【問題や懸念材料】

- 石垣市が観光地として直面している、今後直面しそうな問題や懸念材料の上位5つは、右グラフ参照。



出典：「沖縄観光に関する県民意識の調査結果」沖縄県文化観光スポーツ部

観光地として直面している、
今後直面しそうな問題や懸念材料（n=860）



出典：「石垣市の観光に対する市民アンケート調査(2023年度)」石垣市

観光の方向性

- ・石垣島ならではのよさ、今のある価値を守った上で、中長期的な方向性を描く。
- ・石垣島の環境や暮らしに憧れる、移住したくなるような環境づくり。
- ・お客様の余暇に従事するために、自分たちの生活水準を上げていく必要あり（所得水準の向上）。
- ・観光は観光事業者だけで成り立たない。地元から信頼される観光へ。

産業政策と絡めた、 フェーズをあげた戦略の作成

観光の課題

環境分野 自然と共生し健康で快適な生活のための
良好な環境を創る観光まちづくり

→自然、歴史文化の保全継承と適切な利用
／移動手段の確保など

経済分野 市の発展に貢献し市民生活が
豊かになる観光まちづくり

→観光施設の整備、維持管理／適切なコン
トロール／閑散期対策／観光インフラの整
備(データ等)／各種人材の確保・育成など

社会文化分野 誇りと責任ある行動の輪で創る
希望に満ちた観光まちづくり

→観光客の迷惑行為、ゴミのポイ捨て対策
／住民と観光の接点など

3 法定外目的税の検討

- ✓ 今後の旅行市場変化に戦略的に対応し、石垣市の将来像を実現するために、持続的な観光財源を確保することが必要である。石垣市の観光特性や沖縄県の動向等から、宿泊税の導入を検討する。

石垣市での検討経緯

- ・石垣市は、コロナ禍以前から自主財源の確保に向けて検討（入域税や環境協力税等）
- ・コロナ禍が空け、沖縄県が宿泊税導入に向けて検討を進める中で、石垣市としても課税自主権をもって宿泊税の導入を検討

観光自主財源の必要性

- ・市場の変化、旅行者の経験の深化・高度化、競争環境の変化を意識した継続的な取組を行い、石垣市の観光の将来像を実現していくうえで、以下の点から観光自主財源の確保が必要
 - ー財源の制約に上乗せする持続的な観光財源を確保するため ※右図参照
 - ー地域財源として独自の域内循環形成と観光課題に対して戦略的に取り組むため

財源確保の方法－税

- ・以下の観点から、財源確保の手法として、税が適当(税以外が適当でない)と考えられる。
 - ー分担金、負担金等については、受益と負担に関する明確な対応関係が必要であるが、観光振興においては様々な形態があることから、受益と負担の関連付けが容易ではない
 - ー寄付金や協力金は、継続的な観光のための財源にはなり難い
 - ー長期的な観光振興のためには、安定的な財源であることが重要

税の種別－なぜ宿泊税か

宿泊と日帰りー行政サービスの受益度合い

- ・宿泊客は日帰り客に比べて長時間滞在
- ・地域の公共サービスやインフラ利用への利用負荷が大きく、維持管理の負担が増えるため、それに応じた負担が必要

石垣市の入域観光客に占める宿泊者の割合

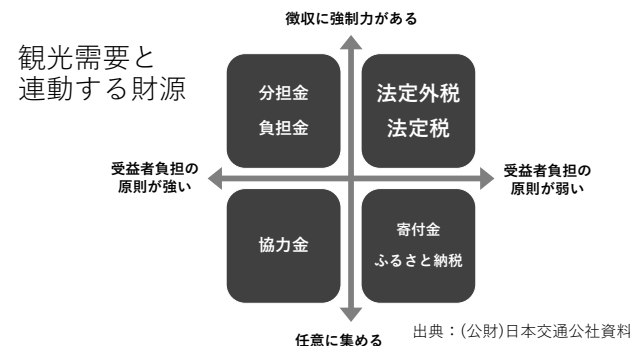
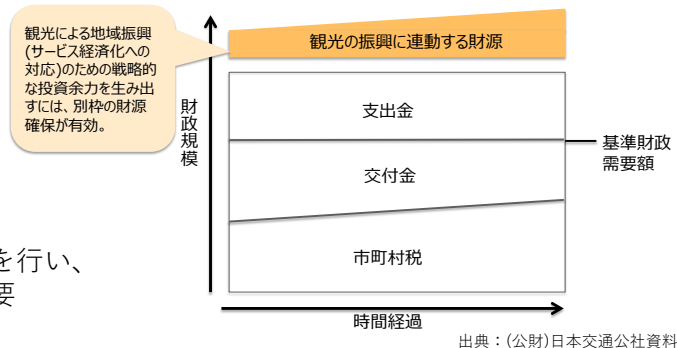
- ・入域観光客数*に占める宿泊数の割合は89% **日帰り客数+延宿泊客数
- ・(参考)八重山訪問者の92%が滞在中に石垣島で宿泊

沖縄県の宿泊税導入に向けた動き

- ・県が導入すると石垣市内でも徴収
- ・その税収は県税として県に納入
- ・市が独自に使える財源を確保するには、市でも導入が必要

徴税に係る技術ー宿泊税の導入状況

- ・国内で既に10地域で宿泊税が導入
- ・導入に係る技術的な問題はないとされる



4 宿泊税の制度設計[案]

- ✓ 石垣市としての宿泊税の目的、使途の方針等は、以下の通り。
- ✓ 課税客体以降の項目は、沖縄県の宿泊税の制度設計(案)と調整の上で導入となる。

税の目的

- ・ 八重山諸島の玄関口である石垣島の優れた自然・文化的価値を高めるとともに、石垣市民と観光客が共に生きる、持続可能でより良い地域社会形成に向けた観光の振興を図る。

税収使途の方針

- (1) 石垣島を拠点とする、観光客の滞在価値向上に資する取組み
 - (2) 住民と観光客が石垣島の暮らしを共に守り育む取組み
 - (3) 石垣島の観光を支える人々の働く魅力の向上に資する取組み
- ＋税の啓発徴収に係る経費等
- 【観光客】→住民・従事者へ
【住民・観光客】
【住民・従事者等】→観光客へ

課税客体

- ・ 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業、国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業並びに住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊

納税義務者

- ・ 石垣市内の宿泊施設における宿泊者

課税標準

- ・ 1人1泊当たりの宿泊料金

課税免除

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校が実施する修学旅行に参加しているもの又はこれらの者を引率する者
- (2) 学校に相当する外国の教育施設等が石垣市に所在する学校の学生等と交流を行うことを目的に実施する旅行に参加しているもの又はこれらの者を引率する者

税率

- ・ 定率1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする）
※沖縄県が併せて宿泊税を課す場合、県税：定率0.8%（ただし、税額800円を上限とする。）
→県税、市税を併せると、定率2.0%（ただし、税額2,000円を上限とする。）

定率か定額か

- 【定額制】宿泊人数の増加に応じて税収が増加、【定率制】宿泊単価の上昇に応じて税収が増加
- ・ 定率方式は、宿泊業界の価格変動に対して柔軟に対応可能。
 - ・ 定額方式は、税収は宿泊数値と連動しており、宿泊数値が増加しなければ、税収の増加も見込めない。宿泊者数を増やすためベッド数をさらに増やす方向へ進めば、人手不足という問題が起こる可能性がある。
 - ・ 宿泊費に比例して税収の増加が見込まれる定率性は、「観光の質を重視する」という考え方と非常に親和性が高いと考えられる。
 - ・ 定率方式を採用する場合、税収増に向けて、宿泊者の消費単価向上が課題となる。

税収規模試算額

- ・ 5.2億円(市税) ※市税＋県税の合計8.6億円

報奨金

- ・ 導入当初5年間は、特例として3.0%、それ以降は2.5%
※税を徴収する宿泊施設への手数料

沖縄県の宿泊税制度に関するパブリックコメント
募集期間 2024年12月20日から2025年1月20日
<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kochokoho/1014932/1014936/1028448/1032154.htm>

5 宿泊税の使途事業[案]

- ✓ 宿泊税の使途の柱は3つ。石垣市の観光の将来像に加え、産業政策の視点を意識して対象を明示。
- ✓ 事業の具体化にあたっては、他の対象にも好影響をもたらすかなども考慮して決定する。

税の目的

八重山諸島の玄関口である石垣島の優れた自然・文化的価値を高めるとともに、石垣市民と観光客が共に生きる、持続可能でより良い地域社会形成に向けた観光の振興を図る。

使途事業イメージ



使途事業の具体的な内容、優先順位、税収の充当額(配分)等は、令和7年度に検討

6 ガバナンス[案]

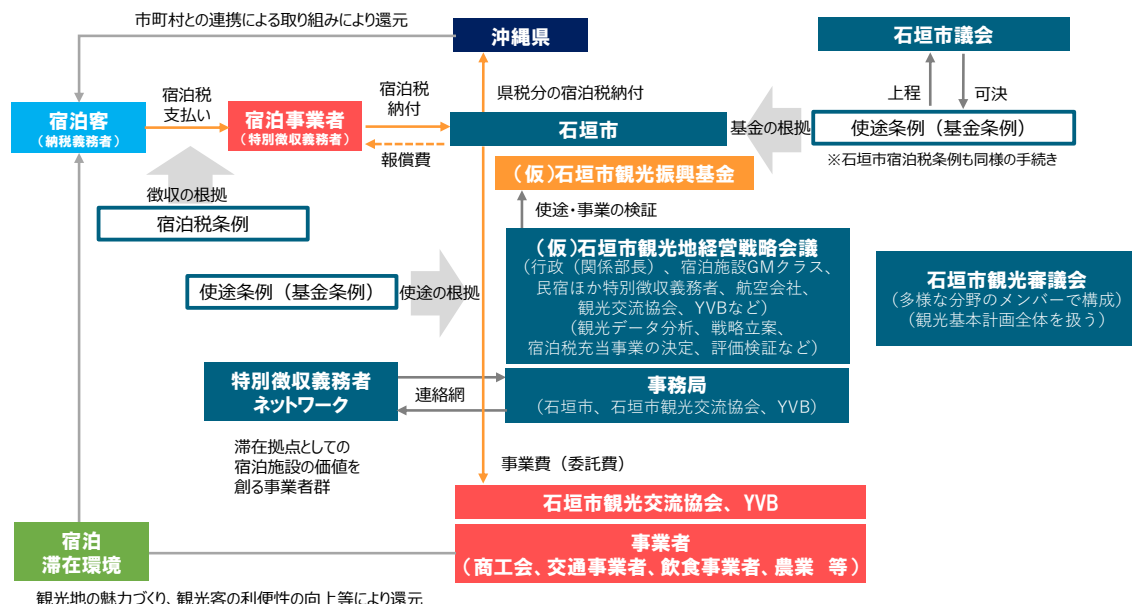
- ✓ 石垣市の宿泊税を適切に運用してくために、宿泊税条例に加えて、使途基金条例を制定する。
- ✓ 観光地経営のための戦略会議を設置し、データ等に基づく使途事業の検討や事業評価を行う。

税の運用

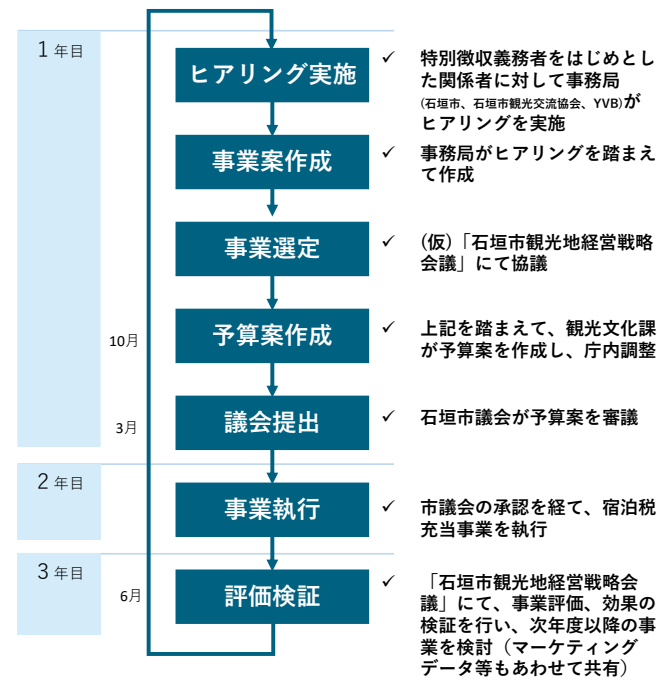
- ・ 宿泊税の徴収に係る条例(税条例)と、宿泊税の使途・管理・運用に係る条例(使途基金条例)を制定し、宿泊税の適切な運用を行う。
- ・ 宿泊税の徴収、基金化、使途事業の執行等の流れは以下の通り。
- ・ 市と地元関係団体で構成する「(仮)石垣市観光地経営戦略会議」を立ち上げ、前年度事業の検証と翌年度の使途を検討する。
- ・ 特別徴収義務者のネットワークを設ける。
- ・ 事務局は、石垣市観光文化課、石垣市観光交流協会、八重山ビズターズビューロ(YVB)が行う。

- ・ 使途決定のプロセス：事務局が毎年10月までに、関係者に対してヒアリングを行い、事業案を作成し、経営戦略会議で協議。その後、観光文化課が予算案を作成し、庁内調整の上、議会へ提出。承認された事業を執行し、評価検証を行う。
- ・ 導入後も、社会経済情勢の推移等を踏まえ、宿泊税に係る制度等について検証・検討を行い、その結果に基づいて措置を講ずる。

宿泊税の運用体制

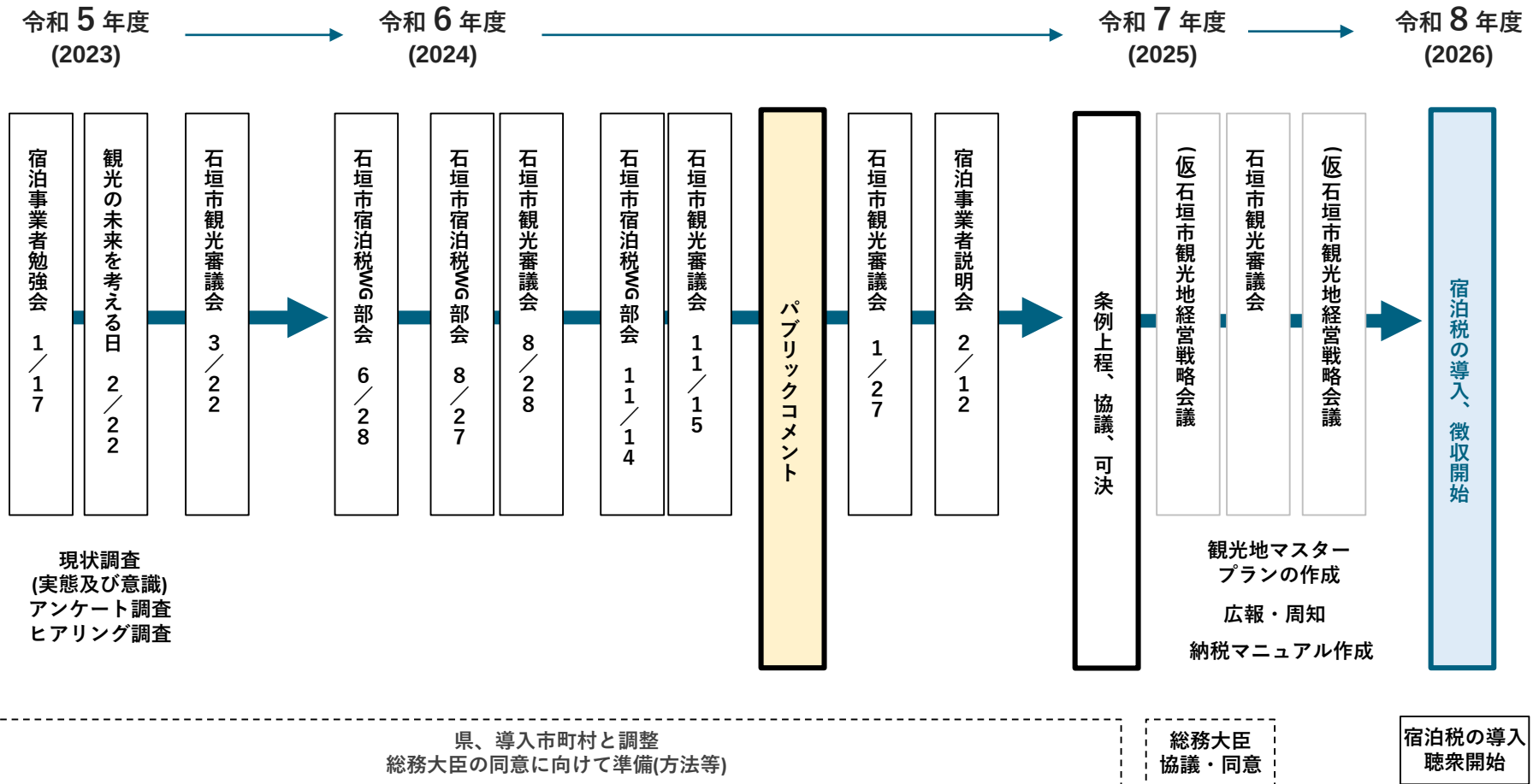


使途決定のプロセス



7 スケジュール

- ✓ 2023年度から石垣市では宿泊税に関する調査等を開始し、2026年度の導入を目指して、沖縄県と調整しながら進めている。

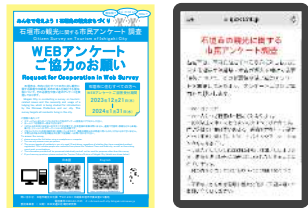


7 スケジュール

(参考) 石垣市としての宿泊税に関する考え、方針を整理するために、2023年度以降に以下を実施。

現状調査

2023/12～



【アンケート及びヒアリング】

- 観光客にも観光税などの金銭的負担を求める必要があるか
- 宿泊税を充当して実施していくべきと思う事業及びその具体的なイメージ

宿泊事業者勉強会

2024/1/17



- 趣旨説明
- 講義「観光地域づくりに関わる財源概論」

観光の未来を考える日

2024/2/22



- 講演3 自主財源論
- パネルディスカッション「観光財源と持続力を担保する財源使途及びガバナンス」

観光審議会

2024/3/22, 8/28, 11/15



- 宿泊税についての市の考えと今後の取組報告
- 石垣市の今後の観光戦略と財源について
- 制度設計と使途、ガバナンスについて

ワーキング部会

2024/6/28, 8/28, 11/14



- 独自財源の必要性
- 石垣市の今後の観光戦略と財源について
- 制度設計と使途、ガバナンスについて
- 特別徴収義務者向けのQ&A作成に向けて

石垣市における宿泊税に関するこれまでの議論、意見等を集約

パブリックコメント

石垣市としての宿泊税に関する制度設計(案)等を最終とりまとめ